

業 務 委 託 仕 様 書

令和 8 年度													
業務委託名	水道水質検査業務委託												
施工地名	南伊勢町 地内			調査	令和	年	月	日	南伊勢町 上下水道課長 印				
工 種	検査業務			技師				係					
委託費	金	円也	{	工事価格	円			消費税相当額	円				
工 期	契約日から令和9年3月31日		長			巾			設計	令和	年	月	日
				委 託 の 大 要				起 工 の 理 由					
南勢地区	5 箇所												
南島地区	8 箇所												

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般検査(10項目)	104	検体			13箇所(10項目)×8回=104検体/年 南島地区 64検体 南勢地区 40検体
1/3月検査(32項目)	39	検体			13箇所(32項目)×3回=39検体/年 南島地区 24検体 南勢地区 15検体
全項目検査(処理水)(52項目)	13	検体			13箇所(52項目)×1回=13検体/年 南島地区 8検体 南勢地区 5検体
全項目検査(原水)(41項目)	13	検体			13箇所(41項目)×1回=13検体/年 南島地区 8検体 南勢地区 5検体
指標菌検査(原水) (大腸菌、嫌気性芽胞菌)	156	検体			13箇所×12回=156検体/年 南島地区 96検体 南勢地区 60検体
クリプトスポリジウム等検査	48	検体			12箇所×4回=48検体/年 南島地区 28検体 南勢地区 20検体
データ処理及び報告書作成	1	式			
合計	1	式			
委託価格					千円止め
消費税					
合計					

検査資料の収集は指定した場所にて行うこと。

仕 様 書

1. 年間予定個所及び回数は都合により減少又は増加することがある。
2. 水質検査業務は分析のみならず、試料採取容器の準備、運搬も費用に含むものとする。
3. 分析検査は原則として自社で実施すること。
4. 検査途中又は検査終了時に不適合事項が判明した場合は直ちに委託者に報告し、再検査を受託すること。
5. 水質汚染事故等に係る緊急時には、南伊勢町からの要請に対し、曜日及び時間にかかわらず、速やかに対応すること。なお、試料の受け渡しについては、三重県内の最寄の本社、営業所及び検査施設までとする。
6. 水質検査成績の異常時等、委託者から水質管理に係る相談があった場合は、助言等協力を行うこと。
7. 水道施設別の 1 年間の検査成績書一覧表を委託者に速やかに送付すると共に水質管理に必要な資料等を提供し、水質検査計画の策定及び運用のための支援を行うこと。(検査成績書一覧表の記載事項等は上下水道課水道係担当員の指示に従うこと。)
8. その他、水質管理に必要な措置等について協議のうえ対応すること。
9. 検査費用は単価契約とし、落札者は上記表の年間予定回数に単価を乗じた年間検査費用の合計により決定するものとする。
10. 受託者は速やかに上水道に必要な水質検査料金表を提出すること。
11. 契約時に前年度に実施した内部精度管理及び外部精度管理の結果を提出すること。(ただし、外部精度管理の結果が出ていない場合は、理由を明記し実施事項書を提出すること。)
12. 支払方法については、毎月規定の検査を終え検査成績書提出後に請求するものとする。また、臨時検査を行ったときも同様に、検査成績書提出後に請求するものとする。
13. 検査については水道法を厳守し水質基準に準ずること。

水道法第20条に係る水質検査等特記仕様書

1 目的

本委託業務は、水道法第20条に係る水質検査等を目的とする。

2 履行場所

三重県度会郡南伊勢町

3 検査項目

(1) 検査項目及び検査頻度

別紙1-1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり

別紙2-1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり

(2) 採水日程

別紙1-1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり

別紙2-1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり

(3) 試料容器の準備

ア 受託者（以下乙という）は、別紙1-1の検査項目に対し、採水地点ごとに適正な採水容器を用意し、採水日の2～3日前（土日祝を除く）に容器が到着していることとする。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(4) 採水方法等

乙の準備した容器により発注者（以下甲という）が採水を行い、甲乙協議のうえ決定した場所に置く。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し（保冷剤でも可）、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

4 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲乙協議のうえ決定する。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに適正な採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(4) 採水方法等

乙の準備した容器により発注者（以下甲という）が採水を行い、甲乙協議のうえ決定した場所に置く。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し（保冷剤でも可）、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、告示法で12時間以内に試験

開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

5 水質検査等の検査方法

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付 健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(3) 速報値の報告

水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

(4) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(6) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 水道法第20条に係る水質検査については、検査結果以外の分析日時及び分析を実施した検査員に示した試料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等の書類は、乙の備付け書類として乙が保管する。甲は必要に応じて提出を求める。また、甲による立入検査時には必要検査時項として確認する。

6 検査結果の信頼性確保

(1) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(2) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(3) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間程度（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(4) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(5) 乙への立入検査

上記(1)～(4)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

(6) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、乙は、甲が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲に提出する。

7 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

8 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

9 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

別紙2-1 水質基準の項目と検査頻度(原水)

○:検査を行う項目 ◎:現場で検査を行う項目

NO.	水質基準項目	原水水質検査	
		1月	
1	一般細菌	○	
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	
21	ベンゼン		
22	塩素酸		
23	クロロ酢酸		
24	クロロホルム		
25	ジクロロ酢酸		
26	ジブロモクロロメタン		
27	臭素酸		
28	総トリハロメタン		
29	トリクロロ酢酸		
30	ブロモジクロロメタン		
31	フロモホルム		
32	ホルムアルデヒド	○	
33	亜鉛及びその化合物	○	
34	アルミニウム及びその化合物	○	
35	鉄及びその化合物	○	
36	銅及びその化合物	○	
37	ナトリウム及びその化合物	○	
38	マンガン及びその化合物	○	
39	塩化物イオン	○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	
41	蒸発残留物	○	
42	陰イオン界面活性剤	○	
43	ジェオスミン	○	
44	2-メチルイソボルネオール	○	
45	非イオン界面活性剤	○	
46	フェノール類	○	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	
48	pH値	○	
49	味	○	
50	臭気	○	
51	色度	○	
52	濁度	○	

検査回数 (回/年)

定期検査項目	五ヶ所 浦第1 浄水場	五ヶ所 浦第2 浄水場	神津佐 浄水場	穂原浄 水場	相賀浄 水場	新桑棚 橋地区	古和浦 地区	小方座 地区	吉津地 区	河内地 区	東奈費 地区	中島地 区	大江道 行地区
基1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基3 カドミウム及 びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基4 水銀及びその 化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基5 セレン及びそ の化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基6 鉛及びその化 合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基7 ヒ素及びその 化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基8 六価クロム化 合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基9 亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基10 シアン化物イ オン及び塩化 シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基11 硝酸態窒素及 び亜硝酸態窒 素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基12 フッ素及びそ の化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。